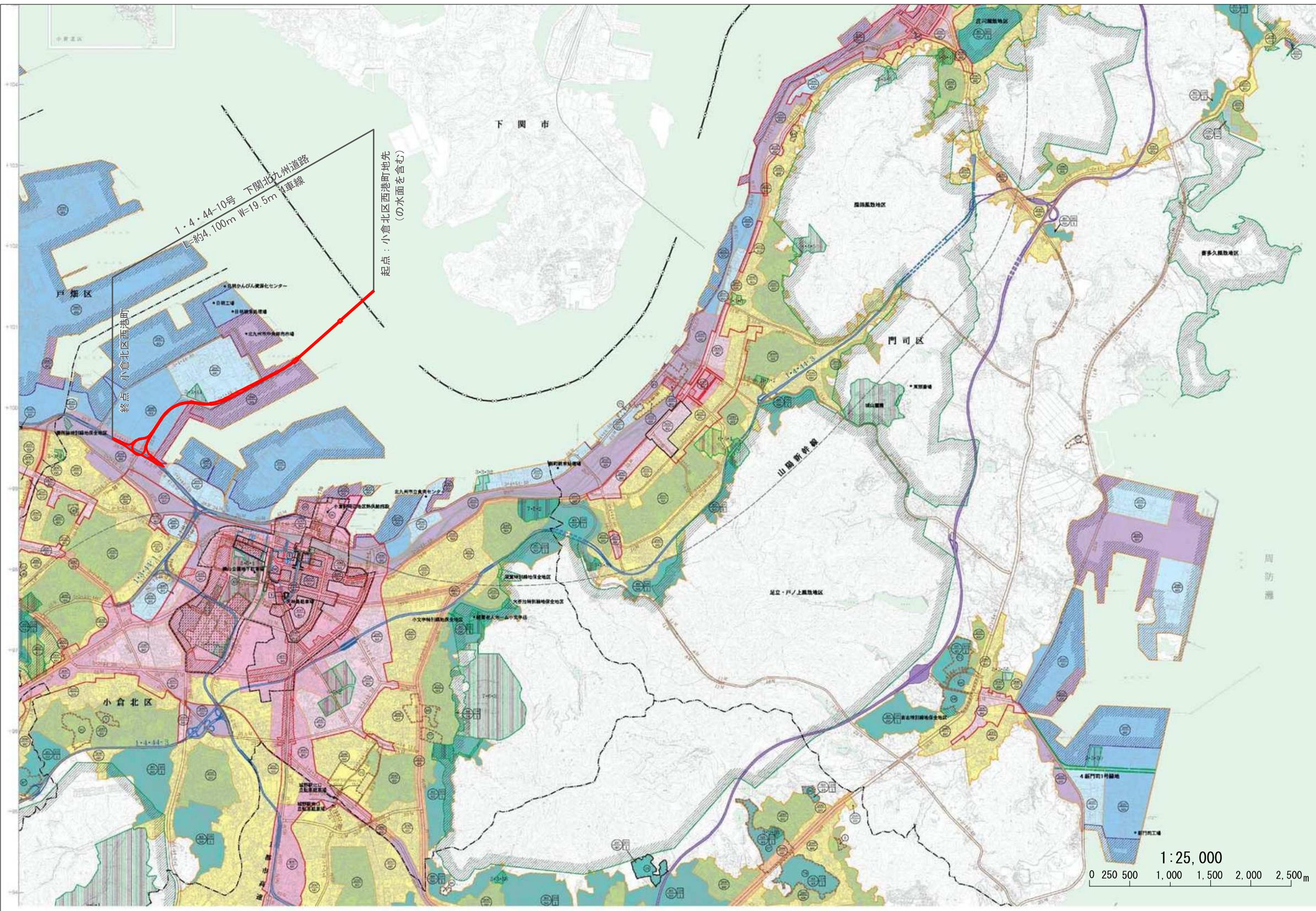




北九州広域都市計画 1・4・44-10号 下関北九州道路の決定（北九州市決定・大臣同意）
総括図 S=1/25,000

凡 例		概 要
都市計画区域		
市街化区域		
第一種低層住居専用地域		高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上
第二種低層住居専用地域		1 高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 2 高さ限度10M以下
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
工業専用地域		
地区計画区域		上段 容積率(%) 下段 建ぺい率(%) 高さの最高限度(M) 下段 外壁の後退距離(M)
特別用途地区		
都市再生特別地区		①特別工業地区 ②小倉北心斎橋駅前利用地区 ③スポーツ・レクリエーション地区
高度地区		①最低限高度地区 ②12m高度地区
高度利用地区		
防火地域		防火地域及び準防火地域を除く市域の全ては、建築基準法第22条の指定区域
防火地域（集団）		
準防火地域		
風致地区		建ぺい率40%、高さ限度15M、 外壁後退1~2M
駐車場整備地区		
臨港地区		
特別緑地保全地区		
都市計画公園緑地・墓園・その他公共空地		
都市計画道路		
都市高速鉄道		
自動車専用道路		
九州自動車道		
市界		
区界		



対象路線 1・4・44-10号 下関北九州道路

計画図 (1/3) S=1:2,500

起点：小倉北区西港町地先（の水面を含む）

S=1 : 2, 500

1 : 2, 500

0 25 50 100 150 200 250m

計画図 (2/3) S=1:2,500

対象路線
1・4・44-10号 下関北九州道路

1・4・44-10号
下関北九州道路

約4.10km W=7m

1・4・44-10号 下関北九州道路
W=10.5m 4車線

1・4・44-10号 小倉港線 4車線

1・4・44-10号 W=12.40m

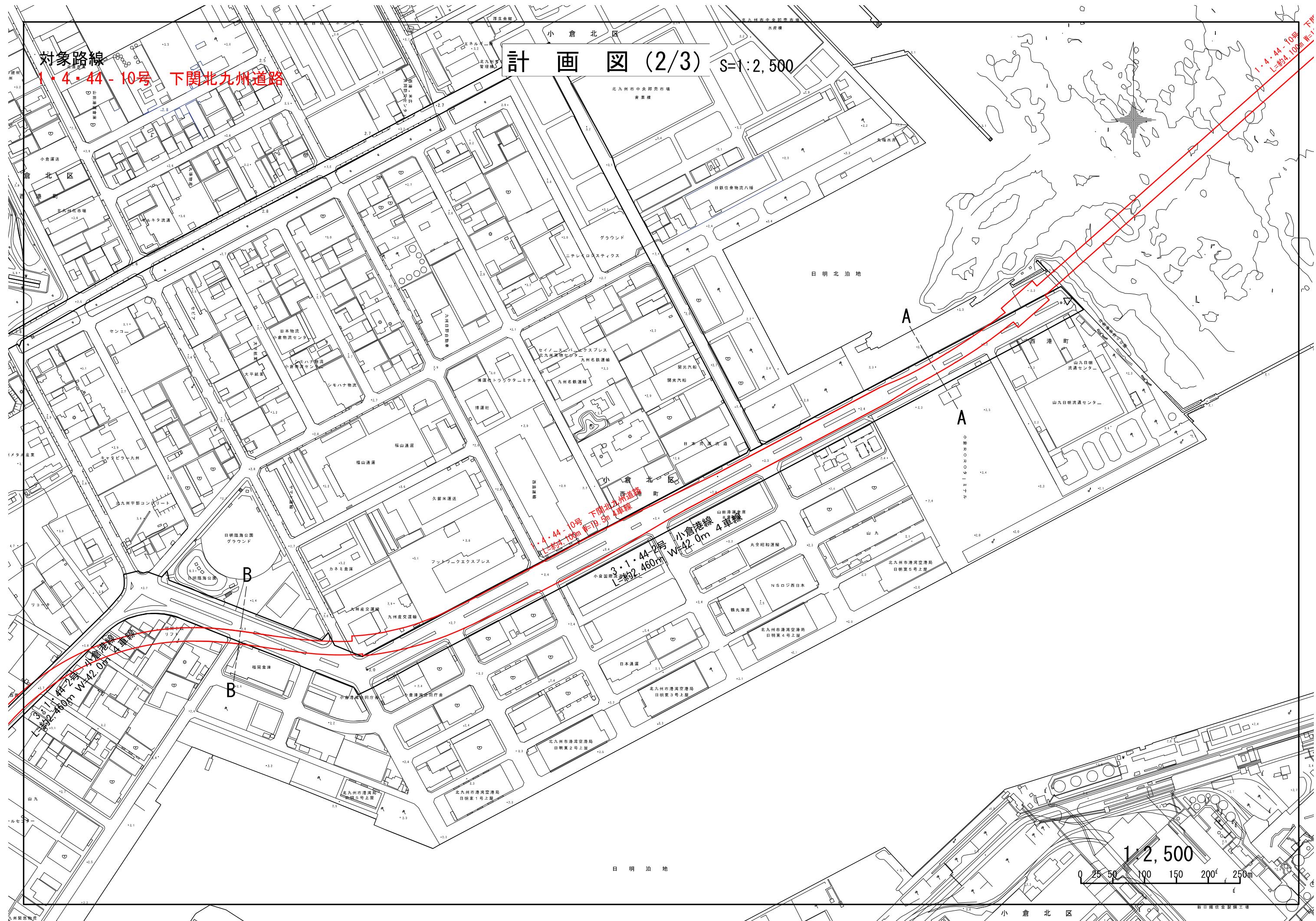
1:2,500

0 25 50 100 150 200 250m

新日鐵住金製鋼工場

日明泊地

小倉北区



計画図 (3/3) S=1:2,500

境川泊地
対象路線

1・4・44-10号 下関北九州道路

• 2.4

五

3.0

三
九

1

• 3.3

1

1

ウエス

3.1

1

1

8

13.5

田港西區

1

1

1

終点：小倉北区西港町

1'2.500

50 100 150

10
11

○ 都市計画道路の決定（北九州市決定・大臣同意）

都市計画道路中 1・4・44 - 10 号 下関北九州道路を次のように決定する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延 長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・4・44-10	下関北九州道路	北九州市小倉北区西港町地先(の水面を含む)	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町	約 4,100m	嵩上げ式	4 車線	19.5m		
	構造形式の内訳		北九州市小倉北区西港町地先(の水面を含む)	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町	約 4,100m	嵩上げ式	4 車線	19.5m		
			なお、北九州市小倉北区西港町地内にジャンクションを設ける。						(西港ジャンクション)	都市高速道路 2号線に接続	
		北九州市小倉北区西港町地内に入口 1箇所、出口 1箇所を設ける。						(西港インターチェンジ)	起点方向入口 終点方向出口		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

都市計画の案の理由書（北九州市決定）

北九州広域都市計画道路を決定する理由

○ 1・4・4 4-10号 下関北九州道路

○ 3・1・4 4-2号 小倉港線

下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路です。

北九州市と下関市を結び、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するためには必要な都市施設として北九州広域都市計画道路に追加するものです。

また、下関北九州道路の計画に併せて、高架下の一般道である小倉港線の都市計画変更を行うものです。